

第 66 号議案

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

職員の定年の引上げに伴い、60 歳に達した職員の給与に関する特例を設ける等の必要があり、並びに令和 4 年の人事院勧告、大分県人事委員会勧告に係る国、県の職員給与の改定及び他市町村における給与改定等の状況に鑑み、職員の給与について改定等を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊後大野市職員の給与に関する条例（平成17年豊後大野市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,300	198,800	234,800	266,400	291,200	319,700	363,500
	2	151,400	200,600	236,400	268,100	293,400	321,900	366,100
	3	152,600	202,400	237,900	269,600	295,500	324,200	368,500
	4	153,700	204,200	239,400	271,400	297,500	326,400	371,100
	5	154,800	205,700	240,700	273,100	299,300	328,600	373,000
	6	155,900	207,500	242,300	274,900	301,300	330,600	375,500
	7	157,100	209,300	243,800	276,700	303,100	332,800	377,800
	8	158,200	211,100	245,300	278,700	304,700	335,000	380,300
	9	159,200	212,700	246,400	280,600	306,600	336,900	382,700
	10	160,600	214,500	247,900	282,700	308,900	339,100	385,400
	11	161,900	216,300	249,400	284,600	311,100	341,100	388,000
	12	163,200	218,100	250,700	286,500	313,400	343,300	390,700
	13	164,400	219,600	252,200	288,400	315,500	345,200	393,100
	14	165,900	221,400	253,400	290,200	317,600	347,200	395,400
	15	167,400	223,100	254,700	291,700	319,800	349,200	397,600
	16	169,000	224,900	255,900	293,100	321,900	351,200	400,000
	17	170,100	226,500	257,200	294,900	323,800	352,900	401,800
	18	171,500	228,200	258,600	296,900	325,800	354,900	403,800
	19	172,900	229,800	260,000	299,000	327,800	356,700	405,700
	20	174,300	231,300	261,500	301,000	329,800	358,600	407,600
21	175,600	232,600	263,100	302,900	331,500	360,500	409,500	

22	178,100	234,200	264,800	305,000	333,600	362,400	411,300
23	180,600	235,800	266,400	307,000	335,600	364,400	413,100
24	183,100	237,300	268,000	309,100	337,700	366,300	415,000
25	185,500	238,300	269,800	310,800	339,100	368,300	416,800
26	187,200	239,800	271,600	312,900	341,000	370,200	418,300
27	188,800	241,100	273,300	314,900	342,900	372,200	419,800
28	190,500	242,300	275,000	316,900	344,900	374,200	421,400
29	192,000	243,500	276,600	318,600	346,500	375,700	423,000
30	193,700	244,500	278,300	320,600	348,400	377,500	424,300
31	195,500	245,500	280,100	322,700	350,300	379,300	425,600
32	197,200	246,500	281,600	324,800	352,100	380,900	426,800
33	198,800	247,600	282,900	326,000	354,000	382,700	428,000
34	200,200	248,500	284,600	328,000	355,800	384,100	429,300
35	201,700	249,400	286,200	329,900	357,600	385,600	430,600
36	203,200	250,400	287,900	332,000	359,300	387,200	431,800
37	204,500	251,300	289,500	333,900	360,700	388,600	433,000
38	205,800	252,600	291,200	335,800	362,000	389,800	433,800
39	207,000	253,800	293,000	337,800	363,400	391,000	434,600
40	208,300	255,100	294,800	339,700	364,800	392,100	435,400
41	209,600	256,400	296,300	341,600	366,100	393,200	436,000
42	210,900	257,800	298,000	343,500	367,000	394,400	436,700
43	212,200	259,000	299,500	345,400	368,100	395,600	437,400
44	213,500	260,200	301,100	347,300	369,200	396,700	438,100
45	214,600	261,300	302,700	348,800	370,000	397,400	438,900
46	215,900	262,500	304,400	350,200	370,900	398,100	439,700
47	217,200	263,800	306,000	351,700	371,800	398,800	440,100
48	218,500	264,900	307,700	353,200	372,700	399,500	440,800
49	219,600	266,000	308,600	354,800	373,600	400,100	441,300
50	220,700	267,000	310,100	355,600	374,400	400,700	441,700
51	221,700	268,200	311,600	356,800	375,200	401,200	442,100
52	222,700	269,300	313,200	357,800	376,000	401,600	442,500
53	223,700	270,300	314,800	358,700	376,700	402,000	442,900

54	224,600	271,300	316,400	359,800	377,400	402,300	443,300
55	225,500	272,400	318,000	360,700	378,100	402,600	443,700
56	226,400	273,500	319,500	361,800	378,800	402,900	444,000
57	226,700	274,400	321,000	362,700	379,300	403,200	444,300
58	227,500	275,400	322,200	363,400	379,900	403,500	444,700
59	228,200	276,300	323,400	364,100	380,500	403,800	445,000
60	228,900	277,400	324,600	364,800	381,200	404,100	445,300
61	229,600	278,500	325,300	365,200	381,600	404,400	445,600
62	230,400	279,500	326,200	365,800	382,300	404,700	
63	231,100	280,400	327,000	366,500	382,900	405,000	
64	231,700	281,400	327,800	367,200	383,500	405,300	
65	232,300	282,000	328,700	367,500	383,900	405,600	
66	232,900	282,900	329,100	368,200	384,500	405,900	
67	233,500	283,600	329,800	368,900	385,100	406,200	
68	234,200	284,500	330,600	369,600	385,700	406,500	
69	234,900	285,500	331,400	369,900	386,100	406,700	
70	235,500	286,300	332,100	370,500	386,600	407,100	
71	236,000	287,100	332,800	371,200	387,100	407,400	
72	236,700	287,900	333,500	371,800	387,700	407,700	
73	237,400	288,700	334,000	372,100	388,000	407,900	
74	238,000	289,200	334,600	372,700	388,400	408,200	
75	238,600	289,600	335,100	373,400	388,800	408,500	
76	239,100	290,100	335,700	374,000	389,200	408,700	
77	239,700	290,300	336,000	374,400	389,500	408,900	
78	240,400	290,600	336,500	374,900	389,800	409,200	
79	241,100	290,800	336,900	375,500	390,100	409,500	
80	241,600	291,200	337,400	376,000	390,400	409,700	
81	242,100	291,400	337,800	376,500	390,600	409,900	
82	242,700	291,600	338,300	377,100	390,900	410,200	
83	243,300	292,000	338,800	377,600	391,200	410,500	
84	243,800	292,300	339,300	377,900	391,400	410,700	
85	244,300	292,600	339,600	378,300	391,600	410,900	

86	244,900	292,900	340,000	378,800	391,900
87	245,500	293,200	340,500	379,200	392,200
88	246,000	293,600	340,900	379,600	392,400
89	246,500	293,900	341,200	380,000	392,600
90	247,000	294,300	341,600	380,500	392,900
91	247,300	294,600	342,100	380,900	393,200
92	247,700	295,000	342,500	381,300	393,400
93	248,000	295,200	342,700	381,600	393,600
94		295,400	343,100		393,900
95		295,700	343,600		394,200
96		296,100	344,000		394,400
97		296,300	344,200		394,600
98		296,600	344,700		
99		297,000	345,100		
100		297,400	345,400		
101		297,600	345,700		
102		297,900	346,100		
103		298,300	346,500		
104		298,600	346,900		
105		298,800	347,400		
106		299,100	347,800		
107		299,500	348,200		
108		299,800	348,600		
109		300,000	349,100		
110		300,400	349,500		
111		300,800	349,800		
112		301,100	350,100		
113		301,300	350,600		
114		301,500			
115		301,800			
116		302,200			
117		302,400			

	118		302,600					
	119		302,900					
	120		303,200					
	121		303,600					
	122		303,800					
	123		304,100					
	124		304,400					
	125		304,700					
再任用職員		188,000	215,500	255,600	275,000	290,200	315,600	357,400

第2条 豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第8条 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条 削除

第19条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「その」を「その」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この号及び次号において」を、「あるもの」の次に「及び次号に掲げる職員」を加え、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第23条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第32条第2項中「第15条」を「第7条第4項から第9項まで、第15条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第15項及び第16項中「規則の」を「規則で」に改める。

附則に次の7項を加える。

17 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項から第4項まで、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
- (2) 豊後大野市職員の定年等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第40号）第3条第2項に規定する職員
- (3) 豊後大野市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 豊後大野市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

19 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該職員の属する職務

の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2 1 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 17 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 19 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 2 附則第 19 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 17 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 3 附則第 17 項から前項までに定めるもののほか、附則第 17 項の規定による給料月額、附則第 19 項の規定による給料その他附則第 17 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 職員の区分の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の豊後大野市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第 1 条改正後給与条例」という。）別表第 1 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 1 条改正後給与条例第 30 条第 2 項の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の豊後大野市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 第 2 条の規定による改正後の豊後大野市職員の給与に関する条例（以下この項から附則第 8 項までにおいて「第 2 条改正後給与条例」という。）附則第 17 項及び第 19 項から第 23 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 5 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第 2 条改正後給与条例第 6 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 2 条改正後給与条例第 7 条第 2 項の規定により当該暫定再任用

職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、第2条改正後給与条例第7条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、豊後大野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊後大野市条例第 号）第5条の規定による改正後の豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第19条第2項及び第23条第2項の規定を適用する。
- 8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第27条第3項の規定を適用する。

（規則への委任）

- 9 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。